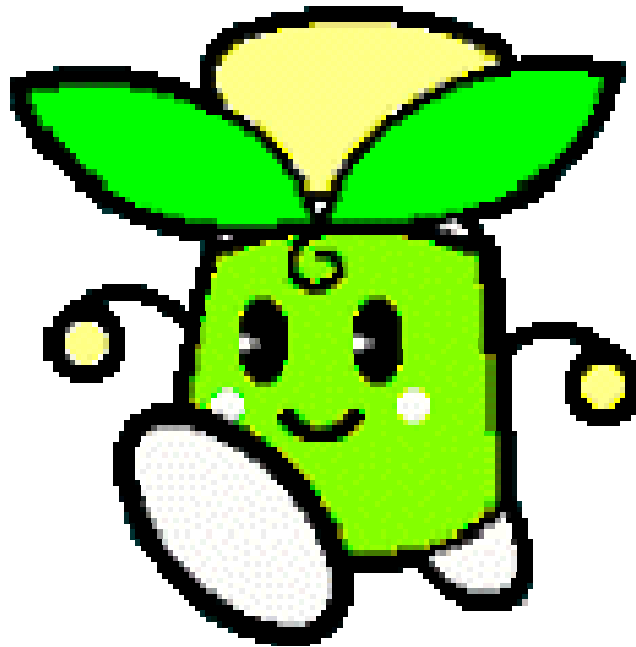


【市民向けガイドブック素案】

生駒市民が選択する市民活動団体支援制度

制度団体紹介冊子



生駒市

生駒市民が選択する市民活動団体支援制度の概要

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高めていただき、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。

市民活動団体は、それぞれの地域の実情に応じて、課題解決のために社会貢献活動を実施しています。その活動の公益性や必要性を判断できるのは、活動の一番近くにいる市民の皆さんであるといえます。そこで、市民の皆さんの意思を直接反映させ、市民活動団体が実施する社会貢献活動を支援できるよう、また、現時点では選択する側の市民の皆さんも、将来的には選択を受ける側になっていたような市民活動のさらなる発展を願ってこの支援制度を創設しました。

■制度のポイント

市民の皆さんの意思を直接反映させ、市民活動団体を支援する制度です

1. 生駒市が、市民活動団体が実施する事業（※1）に支援金（補助金）を交付します。
2. 18歳以上のすべての市民（※2）が、支援したい市民活動団体の事業を選択できます。

※1：この制度に対して、団体が申請した事業が対象になります。

※2：選択の届出を行う日の年度の6月1日現在、生駒市の住民基本台帳に記録されているか、外国人登録原票に登録されている住所が生駒市にある年齢18歳以上の人。

3. 市民の選択結果に応じて、市民活動団体への支援金が決定されます。

■支援金の算出方法

「市民1人当たりの支援額」（※3）を6月中旬に発表します。支援したい団体を選択した市民の数に「市民1人当たりの支援額」をかけたものが、団体への支援額となります。

選択については、団体を選択するか、基金への積立（※4）を指定するかのどちらかとしています。団体選択については、3団体まで可能としており、各団体への支援額は、1団体を選択した場合は「市民1人当たりの支援額」の全額、2団体を選択した場合はその2分の1に相当する額、3団体を選択した場合はその3分の1に相当する額が、選択した団体への支援額となります（※5）。

※3 「市民一人当たりの支援額」とは、選択を届け出る年度の6月1日時点の個人市民税の総額の1%相当額を同日現在の18歳以上市民で割り戻して算出したものをいいます。この制度が俗に1%支援制度と呼ばれる由縁です。

※4 生駒市での公益活動の活性化を目的とした「生駒市市民活動支援基金」に積み立てられます。

※5 その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額となります。

<今回の届出における市民1人当たりの支援額>

平成23年度の市民1人当たり支援金の額（一定金額）

平成23年度の個人市民税の総額が6月1日に確定しますので、6月中旬に、市民1人当たりの支援金の額を公表します。

平成23年度分の市民一人当たりの支援額は、●●●円です。

参考として、個人市民税の総額を約80億円としますと、その総額の1%相当額から算出すると、1人当たりの支援金の額は800円となります。

<市民1人当たりの支援金の額とは>

個人市民税の総額の1%相当額

$$\begin{array}{c} \downarrow \\ \frac{\text{約 } 80,000,000 \text{ 円}}{\text{約 } 100,000 \text{ 人}} = \underline{\underline{800 \text{ 円}}} \leftarrow \text{「市民1人当たりの支援金の額」} \\ \downarrow \\ \text{6月1日現在の18歳以上の市民の人口} \end{array}$$

市民1人が、1団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の全額（800円）

市民1人が、2団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の2分の1（400円）がそれぞれの団体への支援金の額となります

市民1人が、3団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の3分の1（266円）がそれぞれの団体への支援金の額となります

■支援対象事業への支援金の額

実際に交付される各団体が行う事業への支援金の額は、各団体が申請した額と同額となるとは限りません。各団体への支援額は、市民がそれぞれ応援したい団体を選択した届出結果に応じて決定します（※）。ただし、その額が申請額を超えるときは、申請額が上限となります。

（※）例えば、ある団体の事業を500人（1団体選択250人、2団体選択150人、3団体選択100人）が選択したとすると、

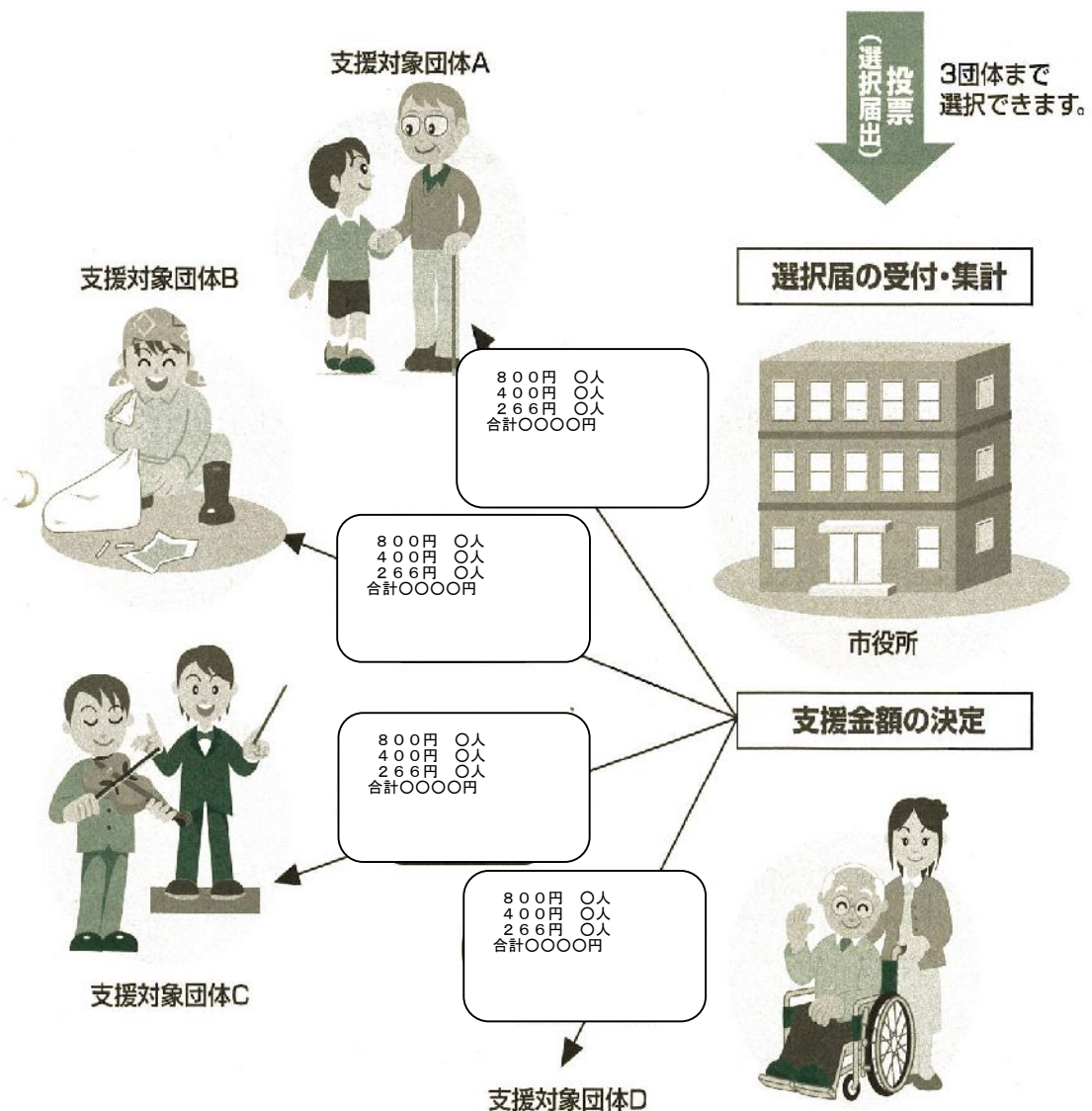
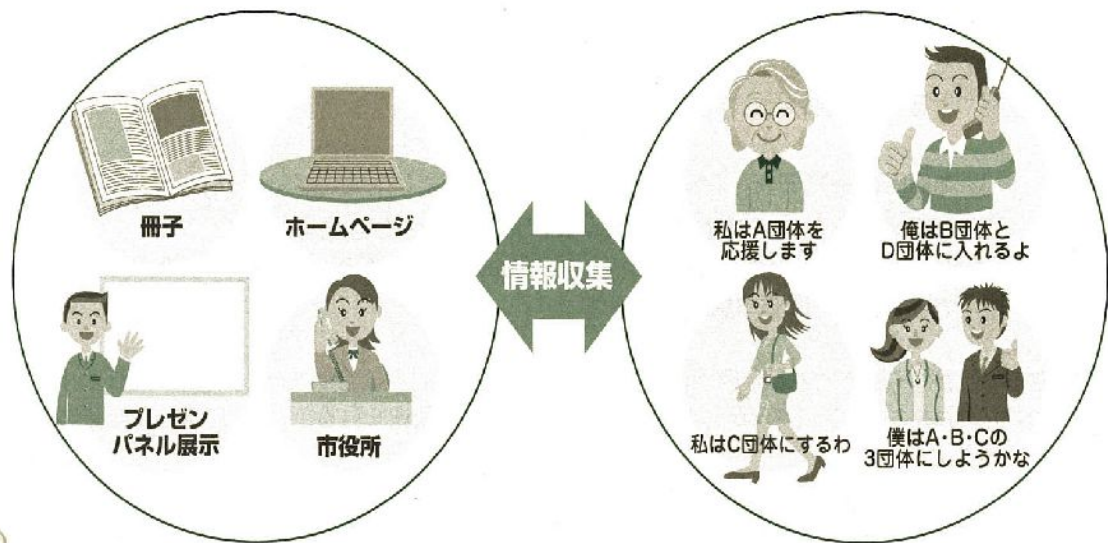
「800円×250人+400円×150人+266円×100人=286,600円」がその団体に交付されます。

ただし、このような場合であっても、例えば団体が200,000円の支援金の交付を希望していたとすると、団体への支援金交付は200,000円となります。

【注意】

※すべての団体からの支援金希望額の合計額が支援金額の総予算額を上回る場合は、全支援対象登録団体一律に予算内に減額させていただく場合があります。

■ 制度の全体イメージ



選択の届出は7月初旬から8月中旬まで

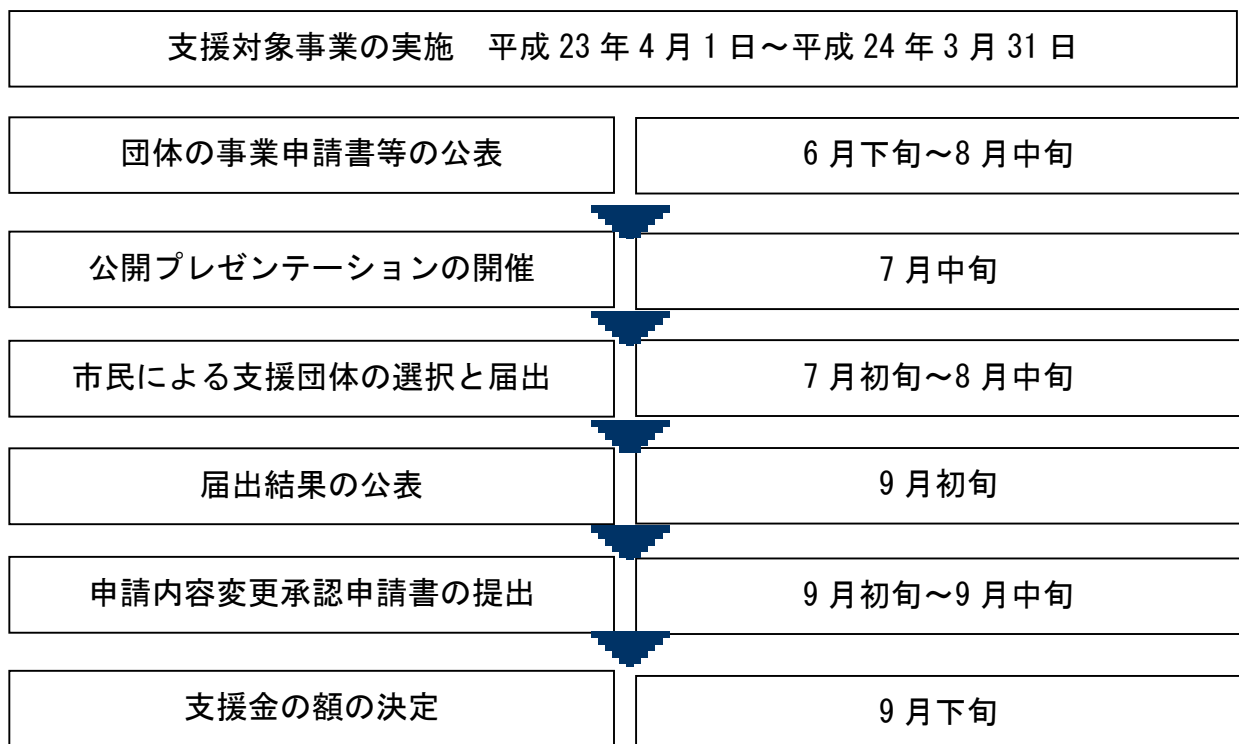
本制度では、市民一人ひとりが、支援したい団体を選択して届け出ることが必要です。支援したい団体を見つける方法は次のとおりです。

1. 本冊子の一覧表（7ページ）及び団体紹介記事（8ページ）を見る
2. 本制度ホームページ（<http://www> ）を見る
3. 市役所（4階市民活動推進課）、市民活動推進センターららポートで事業申請書類を見る

なお、制度ホームページでは、各団体の事業申請書等を見ることができます。また、7月中旬に行われる、団体によるプレゼンテーションの様態を撮影した映像も見ることができます。（7月下旬より配信予定）。

支援したい団体は見つからないけれども市民活動は支援したいという場合は、市内での市民活動促進のために使われる生駒市市民活動支援基金への積立を指定することもできます。詳しい届出方法は5ページをご覧ください。

23年度分支援金交付までの今後のスケジュール



選択届出の方法

1. 届出期間

7月初旬～8月中旬 ※郵送の場合は消印有効

2. 対象者

平成23年6月1日現在において、生駒市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている住所が本市にある年齢18歳以上の人です。

3. 届出方法

支援したい団体を3団体以内で選んで、下記のいずれかの届出方法により行ってください。なお、届出できるのは1人1回で、いずれの届出方法も本人の自筆での記入又は入力が必要となりますのでご注意ください。

なお、コピーした選択届出書を使用した場合や、1人で複数回届出をした場合は、無効となりますのでご注意ください。(FAXによる届出も無効となります。)

選択届出書はこの冊子に5枚印刷されていますが、足りない場合は下表の窓口で冊子をお渡しします。

郵送

この冊子の裏表紙に印刷されている封筒をご利用ください。届出書は9ページから13ページにあるものをご利用ください。記入方法の説明に従って所定の事項を記入し、投函してください。切手を貼る必要はありません。(8月●日消印有効)

窓口受付

下表の市内、9ヶ所で届出を受け付けます。届出書は、9ページから13ページにあるものをご使用ください。記入方法の説明に従って所定の事項を記入して下表の受付窓口にご持参ください。(各受付時間内にお持ちください)

No.	受付窓口	受付時間	No.	受付窓口	受付時間
①	市役所市民活動推進課	午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)	④	北地区(水道局・真弓)市民サービスコーナー	月曜日から金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
②	生駒市市民活動推進センターららポート	午前9時～午後5時(日曜日、祝日を除く)	⑤	鹿ノ台地区公民館市民サービスコーナー	土曜・日曜日と火曜日から金曜日の午前9時～午後5時(祝日、祝日が月曜日のときはその翌日の火曜日を除く)
③	高山竹林園市民サービスコーナー	午前9時～午後5時(祝日、祝日が日曜日のときはその翌日の月曜日を除く)	⑥	北コミュニティセンター ISTAはばたき市民サービスコーナー	
			⑦	図書館市民サービスコーナー	
			⑧	南コミュニティセンター せせらぎ市民サービスコーナー	
			⑨	コミュニティセンター 市民サービスコーナー	土曜・日曜日の午前9時～午後5時

インターネット

本制度のホームページ (<http://www>) から、届出フォームにアクセスできますので、届出フォームの説明に従って所定の事項を入力してください。なお、インターネットによる届出を行うには、自らメールアドレスをお持ちの方に限りまので、お持ちでない方は、別の方法による届け出をしてください。

出前受付

概ね10人以上集まる会合等に市職員が出向いて受け付けします。希望される場合は、希望日の1週間前までに電話で市民活動推進課（電話：0743-74-1111 内線234）までお申込みください。届出書は、市が用意します。なお、申込状況によりご希望にそえない場合もございますのでご容赦ください。

！ FAXでの届出については、受付はできませんので、ご注意ください

＝お願い＝

この制度を広め、市民活動をさらに活発にしていくために、制度の信頼を損なうような次の行為はしないでください。

- 他の人になりすまして選択届出をすること
- 団体を選択してあげることが条件に不正な約束をすること
- 一人で4団体以上の団体を選択して届け出をすること
- 制度の説明を行わず署名を強要すること
- その他自らが利益を受けるための、不正又は不当な働きかけなど

このようなことが判明した場合は、届け出が無効になったり、支援金の交付が取り消されることがあります。

【対象団体事業一覧表】

分野名称	番号	団体名	事業名	申請額
保健・医療・福祉				
社会教育				
まちづくり				
文化・芸術・スポーツ				
環境保全				
子どもの健全育成				

分野別に紹介しますが、分け方は例

【団体紹介記事】

団体番号①

団体登録申請時に、各団体が団体名、実施事業の概要、写真、イラスト、連絡先等、市民からの選択を得る際のPRとなる原稿を提出してもらったものを掲載。

団体番号②

団体番号③

団体番号④

提出できるのは一人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますのでご注意ください

様式第5号（第5条関係）

支援対象登録団体等選択届出書

年 月 日

- ① 支援したい団体を選択する。 基金に積み立てることを指定する。

（注）3団体以内を選択してください。

②

団体番号	番	番	番
------	---	---	---

③

住 所	
氏 名 (自署)	フリガナ
生年月日	明治 昭和 西暦 大正 平成 年 月 日
電話番号	

市使用欄									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※この欄には何も記入しないでください

キリトリセン

<支援対象団体等選択届け出記入方法の説明>

- 1 支援したい団体が決まった人は「支援したい団体を選択する」の□にチェックし②へ進んでください。特定の団体を選択せずに、「生駒市市民活動支援基金」への積立てを指定することもできます。この場合は、「基金に積み立てることを指定する」の□にチェックし③へ進んでください。
- 2 ①で「支援したい団体を選択する」にチェックをした人は、支援したい団体を3つ以内で選んで、団体番号を記入してください。
- 3 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 4 1人1枚限り有効 コピー不可
- 5 届け出期間：平成23年7月初旬から8月中旬
- 6 郵送の場合は当日消印有効

＜支援対象団体等選択届け出記入方法の説明＞

- 1 支援したい団体が決まった人は「支援したい団体を選択する」の口にチェックし②へ進んでください。特定の団体を選択せずに、「生駒市市民活動支援基金」への積立てを指定することもできます。この場合は、「基金に積み立てることを指定する」の口にチェックし③へ進んでください。
- 2 ①で「支援したい団体を選択する」にチェックをした人は、支援したい団体を3つ以内で選んで、団体番号を記入してください。
- 3 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 4 1人1枚限り有効 コピー不可
- 5 届け出期間：平成23年7月初旬から8月中旬
- 6 郵送の場合は当日消印有効

----- キリトリセン -----

提出できるのは一人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますのでご注意ください
様式第5号（第5条関係）

支援対象登録団体等選択届出書

年 月 日

- ① 支援したい団体を選択する。 基金に積み立てることを指定する。
 (注) 3団体以内を選択してください。

②	団体番号	番	番	番
---	------	---	---	---

③	住 所	
	氏 名 (自署)	フリガナ
	生年月日	明治 昭和 西暦 大正 平成 年 月 日
	電話番号	

市使用欄									
※この欄には何も記入しないでください									

提出できるのは一人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますのでご注意ください

様式第5号（第5条関係）

支援対象登録団体等選択届出書

年 月 日

- ① 支援したい団体を選択する。 基金に積み立てることを指定する。

（注）3団体以内を選択してください。

②

団体番号	番	番	番
------	---	---	---

③

住 所	
氏 名 (自署)	フリガナ
生年月日	明治 昭和 西暦 大正 平成 年 月 日
電話番号	

市使用欄									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※この欄には何も記入しないでください

キリトリセン

<支援対象団体等選択届け出記入方法の説明>

- 1 支援したい団体が決まった人は「支援したい団体を選択する」の口にチェックし②へ進んでください。特定の団体を選択せずに、「生駒市市民活動支援基金」への積立てを指定することもできます。この場合は、「基金に積み立てることを指定する」の口にチェックし③へ進んでください。
- 2 ①で「支援したい団体を選択する」にチェックをした人は、支援したい団体を3つ以内で選んで、団体番号を記入してください。
- 3 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 4 1人1枚限り有効 コピー不可
- 5 届け出期間：平成23年7月初旬から8月中旬
- 6 郵送の場合は当日消印有効

＜支援対象団体等選択届け出記入方法の説明＞

- 1 支援したい団体が決まった人は「支援したい団体を選択する」の口にチェックし②へ進んでください。特定の団体を選択せずに、「生駒市市民活動支援基金」への積立てを指定することもできます。この場合は、「基金に積み立てることを指定する」の口にチェックし③へ進んでください。
- 2 ①で「支援したい団体を選択する」にチェックをした人は、支援したい団体を3つ以内で選んで、団体番号を記入してください。
- 3 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 4 1人1枚限り有効 コピー不可
- 5 届け出期間：平成23年7月初旬から8月中旬
- 6 郵送の場合は当日消印有効

----- キリトリセン -----

提出できるのは一人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますのでご注意ください
様式第5号（第5条関係）

支援対象登録団体等選択届出書

年 月 日

- ① 支援したい団体を選択する。 基金に積み立てることを指定する。
(注) 3団体以内を選択してください。

②	団体番号	番	番	番
---	------	---	---	---

③	住 所	
	氏 名 (自署)	フリガナ
	生年月日	明治 昭和 西暦 大正 平成 年 月 日
	電話番号	

市使用欄									
※この欄には何も記入しないでください									

提出できるのは一人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますのでご注意ください

様式第5号（第5条関係）

支援対象登録団体等選択届出書

年 月 日

- ① 支援したい団体を選択する。 基金に積み立てることを指定する。
 (注) 3団体以内を選択してください。

②	団体番号	番	番	番
---	------	---	---	---

③	住 所	
	氏 名 (自署)	フリガナ
	生年月日	明治 昭和 西暦 大正 平成 年 月 日
	電話番号	

市使用欄									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※この欄には何も記入しないでください

キリトリセン

＜支援対象団体等選択届け出記入方法の説明＞

- 支援したい団体が決まった人は「支援したい団体を選択する」の口にチェックし②へ進んでください。特定の団体を選択せずに、「生駒市市民活動支援基金」への積立てを指定することもできます。この場合は、「基金に積み立てることを指定する」の口にチェックし③へ進んでください。
- ①で「支援したい団体を選択する」にチェックをした人は、支援したい団体を3つ以内で選んで、団体番号を記入してください。
- 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 1人1枚限り有効 コピー不可
- 届け出期間：平成23年7月初旬から8月中旬
- 郵送の場合は当日消印有効

(山折り線)

630-0288

料金を取らずに郵便

生駒支店
承認

返信
差出有効期間
平成23年●月

生駒市東新町8番38号
生駒市役所
市長公室市民活動推進課市民活動推進係 行

(山折り線)

(1)

(2)

(3)

(山折り線)

届出期間は平成23年7月初旬～8月中旬 ※郵送の場合は消印有効

お問い合わせ 市民活動推進課 0743-74-1111(内線234)